

「子どもの貧困対策に関する検討会」意見の整理「大綱案に盛り込むべき事項」に対する意見（1,000字以内）

## 1. スクールソーシャルワーカーを担う人材及び支援体制について

「大綱案に盛り込むべき事項（意見の整理）」（以下「意見の整理」という）では、スクールソーシャルワーカーについてその重要性に鑑み、児童生徒の心身のケア（第3-1(5)）や教育と福祉の連携（第3-2(3)）に重要な役割を果たすとし、配置指標を設定すること（第2-1）や支援が必要な重点校には優先配置（第3-1(3)）を求めている。しかし、人材及び支援体制については言及がない。

スクールソーシャルワーカーは、不登校やいじめ、被虐待、非行などの問題に取り組むとともに、その背景にある貧困対策へ取り組む。そのためには、周囲の環境への働きかけやネットワークを活用して問題解決を支援する必要があり、福祉の専門的知識と相談援助後術が求められる。また支援は漏れることなく、かつ継続的に行われる必要があるため、常勤職員を配置し窓口機能を学校に整備するなど、スクールソーシャルワーカーをより機能的に活用するための体制整備が必要である。

従って「意見の整理」において、スクールソーシャルワーカーとしてソーシャルワーカーの国家資格である社会福祉士及び精神保健福祉士を任用することを原則とし、スクールソーシャルワーカーの配置指標に加えて、社会福祉士及び精神保健福祉士の比率を指標とすることを明記すべきである。あわせて重点校から順次、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の常勤配置及び支援体制の構築が行えるよう予算の優先確保を明記すべきである。

## 2. 子どもの貧困対策に関わる専門機関への専門職配置について

「意見の整理」では、児童養護施設や児童相談所の体制整備や自治体職員等の相談支援スキル及び質の向上（第3-2(3)）を求めている。

子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、児童相談所等の子どもの福祉に関係する専門機関の職員には、高度な福祉の専門性が必要とされている。しかし、福祉事務所のケースワーカーの社会福祉士有資格者は4.9%（平成21年度調査）にとどまっているのをはじめとして、任用専門資格要件として定められている児童福祉司にも資格者の配置が進んでいない。

従って「意見の整理」において、児童相談所、福祉事務所、社会的養護に関係する施設・機関等の子どもの貧困対策に関わる専門機関には、社会福祉士等の専門職配置推進を明記すべきである。